

宮城県外国農業人材受入体制支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業者の減少や高齢化、人口減少による労働力不足が深刻化する中、多様な農業人材の確保・育成を図るため、宮城県外国農業人材受入体制支援事業費補助金実施要領（令和8年10月9日施行。以下「要領」という。）に基づいて農業に従事する外国人材の受入体制を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において宮城県外国農業人材受入体制支援事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外国農業人材

次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の上欄に掲げる技能実習の在留資格をもって在留し、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入事業者によって雇用されている者（雇用予定を含む。）
- イ 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる特定技能の在留資格をもって在留し、受入事業者によって雇用されている者（雇用予定を含む。）

(2) 農業経営体等

県内において農業を営む個人、法人その他の団体であつて、前号に規定する外国農業人材を雇用している者又は雇用を希望する者をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3 県は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 雇用手続支援事業

(2) 居住環境等整備支援事業

2 補助事業の内容、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかなではない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

（1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2）県税に滞納や未納がある者

（3）交付申請日の前日から起算して6か月前から交付申請日までの間において、その雇用する外国農業人材を事業主の都合により離職（解雇又は勧奨退職等）させた実績がある者。ただし、契約期間の満了、受入人材の自己都合による退職又はやむを得ない事由による帰国等による離職であると認められる場合は、この限りでない。

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長に照会することができる。

（交付決定の通知）

第5 知事は、事業実施主体から第4第1項の規定による交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、その理由を明記して別記様式第2号により、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由を明記して別記様式第2号により、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 知事は、前3号の承認をする場合において、必要に応じて、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(5) その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第4第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して補助金の交付決定を行うものとする。

(事業遂行状況報告)

- 第7 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において別記様式第4号により作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、補助事業完了の日から1か月を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施結果報告書(要領別紙4)
- (2) 経費配分及び収支精算書(要領別紙5)
- (3) 事業費の根拠となる契約書、請求書及び領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第9 知事は、第8第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第13条の規定により、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

- 2 知事は、規則第14条の規定により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等

の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを事業実施主体に対して命ずることがある。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 第4第2項ただし書の規定により補助金等の交付申請をした者は、第8第1項の規定により補助事業等実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額のうち減額した額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(事業名の掲示等)

第12 この補助金により設置又は導入した施設、機械等のうち、第13の規定により処分の制限を受けることとなる財産には、補助金に係る事業の実施年度と事業名を掲示するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得又は効用を増加させた機械、器具及び施設等で、取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間等)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間とし、大蔵省令に定めのない財産については知事が別に定める期間とする。

2 第13の財産について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、別記様式第8号により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、そ

の全部又は一部を納付させることができる。

（書類の提出及び経由）

第 15 この要綱により知事に提出する書類の部数は各 1 部とし、事業を所轄する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

（その他）

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 10 月 9 日から施行し、令和 8 年度予算に係る当該補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。